2025東住吉区民フェスティバル
出展･出店募集要項

東住吉区民フェスティバル実行委員会

２０２５東住吉区民フェスティバル　出展・出店募集のながれ

申込準備

飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となり、提供できる品目に制限がありますので、予定している取扱食品や作業内容等に関して事前に所轄保健福祉センターへ確認してください。

・東住吉区保健福祉センター（保健担当　生活環境グループ）
　東住吉区東田辺１－１３－４
　TEL：06−4399−9973（平日９：００～１７：３０まで）

申込期間:令和７年７月１日(火) ～ ７月25日(金)まで(締切日の消印有効)

応募申込

提出書類：飲食以外は以下①と⑤を、露店の飲食は①と③⑤を、キッチンカーは②と③④⑤を必ず添えて実行委員会事務局（大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会）へ郵送（持参不可）でお申込みください。

①　「２０２５東住吉区民フェスティバル」　出展・出店申込書
②　「２０２５東住吉区民フェスティバル」　キッチンカー出店申込書
③　①②の食品を扱う方は臨時出店届（詳細は下欄の申込み方法をご覧ください）
④　②の方は自動車営業許可証と自動車営業設備の概要のコピー
⑤　誓約書

・出展・出店申込にかかる一切の費用は応募者の負担とします。
・提出された書類は返却いたしません。
・提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

■申込み先■
東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会
〒546-0031
大阪市東住吉区田辺2-10-18
「さわやかセンター」内　東住吉地区募金会気付
TEL:080-6206-4154（業務用）

審査

・提出された書類により、主催者が審査いたします。
・審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

審査結果通知

時期：令和７年８月中旬まで
・全ての応募者に審査結果をお知らせします。
・審査内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じられません。

出展・出店者説明会

開催日時：令和７年８月２９日（金）午後２時より　受付は午後１時３０分開始
開催場所：東住吉区民ホール
・審査通過者に対して、結果通知とともに案内します。
・出展・出店にかかる注意事項、手続きなどの説明を行いますので、可能な限り出席して下さい。

２０２５東住吉区民フェスティバル

（目的）

◎子どもから大人まで誰もが気軽に参加できる（世代間交流）

◎ 区民同士の交流を図る（地域交流）

◎より賑わい、楽しい区フェスに（地域活性）

出展・出店にあたっての基本事項

◆ 応募資格

区民フェスティバルの趣旨を理解している次のいずれかであること。

・東住吉区内で活動している団体やグループ

・東住吉区内で営業している法人または個人事業者

◆ 区民フェスティバル開催日時

令和７年（２０２５年)１０月１９日（日）

９：００～１５：００（予定であり、準備と撤収時間等含まない）　小雨決行

◆ 出展・出店場所

長居公園　自由広場（予定）

最寄駅：Osaka Metro 御堂筋線「長居」駅

※テントの配置は主催者が決定します。

◆ 出展・出店料

飲食・物販・啓発　　１ブース２５,000 円（税込）

キッチンカー小、中型など　　１ブース２０,000 円（税込）

◆ ブースの仕様

１ブースの大きさはW５．４ m×Ｄ３．６m の白テント

つぎの設備は、主催者が用意します。

①長テーブル（W180cm×D45cm）　６卓まで

②パイプ椅子　10 脚まで

③店名看板　１枚（文字表記のみ）

④電源（コンセント）１，５KW まで

◆ 募集期間

日程：令和７年７月１日（火）から７月２５日（金）まで（締切日の消印有効）

◆ 申込み方法

・ 別紙の①「出展・出店申込書」、②「キッチンカー出店申込書」、③「臨時出店届」（食品を扱う露店とキッチンカーの方）、④「自動車営業許可証・自動車営業設備の概要コピー」（キッチンカーの方）及び⑤「誓約書」に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局（大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会）へ郵送（**持参不可**）でお申込みください。

・ 各々の申込書等は、東住吉区役所ホームページまたは、コミュニティ協会東住吉区支部協議会ホームページからフォーマットをダウンロードできます。

・ 各々の申込にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。

・ 提出された書類は返却いたしません。

・ 提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

◆ 審査

・ 提出された書類により、主催者が審査し、その結果を８月中旬までに申込者あてお知らせします。なお、審査にあたり、必要に応じて問い合わせを行う場合があります。
・ 審査内容及び結果についての問い合わせ及び異議については、一切お答えすることができません。
・ 審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

◆ 出展・出店決定後のながれ

・ ８月中旬以降に出展・出店者説明会のご案内と共に出展・出店料をご請求します。支払方法は実行委員会事務局指定の口座への振込みとなります。（指定口座への振込みが困難な場合は出展・出店者説明会の受付の際に現金でお支払いください。）
・ 出展・出店料入金後は返金できませんので、ご了承ください。
・ 指定する期限までに出展・出店料の入金がない場合は出展・出店を無効とします。

◆ 出展・出店条件等

１．基本的な条件

（1）区民フェスティバルの趣旨を理解し、賛同していただけること。
（2）準備・開店時間、搬入・搬出方法等について主催者の指示に従うこと。
（3）宗教活動、政治活動等を行わないこと。
（4）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められる団体または個人でないこと。出展・出店決定後に判明した場合は、即時、出展・出店を取り消します。

２．物品や食品の販売について

（1）法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示、提供または販売を行わないこと。
（2）飲食出店の応募にあたっては、露店又はキッチンカーによる出店となることから、取扱食品や作業内容等に関して事前に所轄保健福祉センターまで確認を行ってください。

・東住吉区保健福祉センター（保健担当　生活環境グループ）
東住吉区東田辺１－１３－４
TEL：06－4399－9973（平日９：００～１７：３０まで）

（3）出店内容によっては、保健所や消防署等の指導・調整により、販売や提供ができない場合があります。
（4）取扱食品や調理方法等によって、所轄保健所に臨時出店の届出が必要になります。（対象となる出店者は所定の様式にて、取扱食品や作業内容、担当者連絡先等の必要事項を記入いただいたうえで、事務局まで提出いただきます。）
（5）酒類を販売する場合は、所轄税務署へお問合わせください。
（6）販売する物品・飲食物は、主催者が事前に承認したものに限ります。承認内容と違う方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
（7）販売価格は、原材料、市場価格等を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をお願いします。
（8）火気の使用には制限があります。特に炭の使用は認められません。
（9）取り扱える食品は、原則として客に提供する直前に加熱した食品のみです（かき氷は除く）。また次のような行為は、区民フェスティバルではできません（キッチンカーは除く）。

①さしみ、すし、米飯類（おにぎり、肉巻きおにぎり、カレーライス等）、弁当類、調理パン（サンドイッチ、ハンバーガー等）の調製
②アイスクリーム類の小分け販売
③ソフトクリームマシーンによるソフトクリームの販売
④クリーム類（生クリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類等）を使用した食品の調理加工
⑤飲料のコップ販売において、既製の飲料をドリンクディスペンサー等他の販売用容器に移しかえること、氷を加えること、水で希釈すること、２種以上の飲料を混合すること
⑥鮮魚や食肉、牛乳の販売
⑦原材料の一次加工（たこ焼きのたこを切るなど）
※既製品の販売を行う場合、製造施設に営業許可が必要となる場合があるため、事前に所轄保健所又は保健福祉センターまで確認を行ってください。

なお、キッチンカーについては、食品衛生法に基づく営業許可を取得している自動車を使用してください。取り扱える品目は、許可証に添付された「自動車営業設備の概要」に記載されている品目のみです。

３．出展・出店設備等について
（1）電源設備は１ブースあたり 1.5kw までです。ホットプレートなどを使用される場合は、容量にご注意下さい。また、発電機は持ち込みできません。
（2）ガス設備はありません。必要な場合は出展・出店者において用意してください。
（3）食器・器具類の片づけ（洗浄）用の簡易な水道設備は主催者が用意しますが、洗浄目的以外に使用しないでください。飲用または調理用に使用する水は出展・出店者において用意してください。
（4）出展・出店者用の駐車場は別途ご案内します。（有料）

４．衛生管理・原状回復について
（1）衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手指などの消毒をお願いします。**※出展・出店者の判断においてマスクの要否をお願いします。**
（2）油等で出展・出店スペースを汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシートなどによる養生等防止措置を講じてください。
（3）イベント終了後は、出展・出店スペースの原状回復を行ってください。飲食物等により出展・出店スペースが汚れた場合は、出展・出店者が責任をもって清掃してください。
（4）出展・出店者の責(利用者も含む)により施設・設備をき損もしくは滅失した場合は、原状回復を行ってください。

５．出展・出店者の責任・保証について
（1）食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出展・出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出展・出店者自らの責任と費用をもって、購入者等の健康と安全を最優先に対応してください。
（2）従事者の保険などについては、出展・出店者の責任において対応してください。
（3）保健所、警察、消防等の指導に従ってください。
（4）出展・出店に際して生じたトラブルについては、出展・出店者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態の場合は事務局と協議のうえ対応してください。

（5）出展・出店商品・現金その他持ち込み物品などの管理、保護については出展・出店者自らの責任とし、盗難・紛失・損傷・破損・災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
（6）混雑時は出展・出店者が利用者の誘導整理を行い、動線の確保に努めてください。
（7）発生したごみ等については、事務局の指導に沿って適切に処理してください。
（8）食器・器具類の片づけ（洗浄）は、主催者が指定する場所で行ってください。
（9）汁物を提供する出店については、購入者が飲み残した汁を回収できる物を設置してください。

6．禁止事項
（1）周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
（2）拡声器、マイクなどによる宣伝
（3）指定されたブース以外での販売、及び看板等の設置

7．その他
（1）出展・出店条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、事務局から指導させていただきます。指導に従っていただけないときは即時閉店いただきます。その際、いかなる場合においても出展・出店料の返金は行いません。
（2）雨天の場合は、プログラムの内容を中止・または一部変更・縮小して開催する場合があります。雨天で中止した場合の出展・出店料の取り扱いは出展・出店者説明会でご案内します。（その他突発的な状況により中止することもあります）
（3）主催者の都合により中止する場合は、出展・出店料の全額を返金します。
（4）エリア内に、飲食に利用できるスペースを一部設ける予定です。
（5）前日や当日の明け方まで雨が降った場合、会場の水はけの悪い場所ではぬかるみや水たまり等の発生が予想されますので、各出展・出店者も給水スポンジやバケツ、長靴を準備する等の対策をしてください。
また、各ブースには事前にテントと同サイズのブルーシートをお配りします。使用用途は自由ですが必ず各自でお持ち帰り下さい。使用後、持ち帰りが困難な場合はゴミステーションにお持ちください。現場での放置は絶対にやめてください。
未使用の場合は事務局までお返しください。
なお、ぬかるみや水たまり等に段ボールを直接敷くことは厳禁です。施設管理者から厳重に指導を受けていますので絶対に使用しないでください。

■問合せ・申込み先

東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会
〒546-0031
大阪市東住吉区田辺2-10-18
「さわやかセンター」内　東住吉地区募金会気付
電話：080-6206-4154（業務用）